

1. 振り込め詐欺救済法の概要

この法律は、振り込め詐欺等の被害により、預金口座に振り込まれたまま残されている資金（被害金）の返還手続を定めたものです。具体的には次の手順で進められます。

金融機関は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された疑いのある預金口座の取引を停止（凍結）し、預金保険機構に対し、その口座の名義人が有する口座残高に関する権利を消滅させる手続を依頼します。

預金保険機構は、金融機関から依頼された預金口座について、60日以上、同機構のホームページに権利を消滅させる旨の周知（公告）を行います。

の公告期間中に、名義人からの異議申立等が行われなかった預貯金口座について、その口座の名義人が有する口座残高に関する権利が消滅します。

権利が消滅した口座のうち、残高が1,000円以上のものについて、30日以上、預金保険機構のホームページにおいて、被害に遭われた方に対する資金の分配を行う旨の周知（公告）を行います。

被害に遭われた方は、の周知（公告）期間内に、振込みを行ったことを証明する書類（受領証、通帳のコピー等）を添えて、振込先の金融機関に『被害回復分配金』のご請求をしていただきます。

ご請求を受けた金融機関は、ご請求された被害者の方の振込額に応じて口座の残高を按分し、ご返還いたします。



ご注意・・・振り込まれた預金口座の状況等により返還される金額は一部減額となる場合や全く返還されない場合もございます。

- 振り込んだお金がすでに引き出されている場合。
- 他の被害に遭われた方からもご請求がある場合等。

2. 対象となる犯罪利用口座について

ご請求の対象となる犯罪利用口座は、他人の財産を害する罪の犯罪行為であって、被害者からの預金口座等への振込み（送金）が行われたものが対象となります。

具体的には「オレオレ詐欺」「融資保証金詐欺」「架空請求詐欺」「還付金等詐欺」などのいわゆる「振り込め詐欺」のほか、ヤミ金被害（恐喝）などとなります。（郵送や直接犯人に手渡しした被害金は、救済の対象になりません。）

なお、口座の残高が1,000円未満の預金口座は、法令により『被害回復分配金』のご請求対象になりません。

3. 『被害回復分配金』の支払いご請求先

申請窓口は振込先の金融機関となりますので、お早目に振込先金融機関へお問い合わせ下さい。

4. 『被害回復分配金』のご返還までの日数

被害に遭われてから『被害回復分配金』のお支払までには、預金保険機構による公告等の手続きが必要ですので約4～5か月の期間が必要となります。